

「文部科学省 学校施設整備指針」

文部科学省が作成している「学校施設整備指針」とは、自治体などの学校設置者が学校施設を計画する際の「学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したもの」である。

最初の整備指針が平成4年に作成された後、学習指導要領の改訂や社会状況の変化に対応するために8度の改訂が行われてきた。現在の整備指針は、平成31年3月に改訂されたものである。

なお、各留意事項は、「～ 重要である。」、「～ 望ましい。」、「～ 有効である。」の3段階に分けて記述されている。

小学校施設整備指針	目次	め	の	ス	ペ	ース
第1章 総則		第7	体	育	施	設
第1節 学校施設整備の基本的方針		第8	児	童	生	徒
第2節 学校施設整備の課題への対応		第9	講	堂		
第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備		第10	管	理	関	係
第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備		第4章	各	室	計	画
第3 地域と連携した施設整備		第1	基	本	的	事
第3節 学校施設整備の基本的留意事項		第2	学	習	関	係
		第3	屋	内	運	動
		第4	生	活	・	交
		第5	共	通	空	間
		第6	地	域	と	学
第2章 施設計画		第7	体	育	施	設
第1節 校地計画		第8	児	童	生	徒
第1 校地環境		第9	講	堂		
第2 周辺環境		第10	管	理	関	係
第3 通学環境		第5章	詳	細	設	計
第2節 配置計画		第1	基	本	的	事
第1 全体配置		第2	内	部	仕	上
第2 校舎・屋内運動施設		第3	開	口	部	
第3 屋外運動施設		第4	外	部	仕	上
第4 その他の施設		第5	学	校	用	家
		第6	そ	の	他	
第3章 平面計画		第6章	屋	外	計	画
第1 基本的事項		第1	基	本	的	事
第2 学習関係諸室		第2	内	部	仕	上
第3 屋内運動施設		第3	開	口	部	
第4 生活・交流空間		第4	外	部	仕	上
第5 共通空間		第5	学	校	用	家
第6 地域と学校の連携・協働のた		第6	そ	の	他	
		第7章	構	造	設	計
		第1	基	本	的	事
		第2	上	部	構	造
		第3	基	礎		
		第4	既	存	施	設
		第5	そ	の	他	
		第8章	設	備	設	計
		第1	基	本	的	事
		第2	照	明	設	備
		第3	電	力	設	備
		第4	情	報	通	信
		第5	給	排	水	設
		第6	空	気	調	和
		第7	防	災	設	備
		第8	そ	の	他	の
		第9章	防	犯	計	画
		第1	基	本	的	事
		第2	敷	地	境	界
		第3	建	物	の	防
		第4	防	犯	監	視
		第5	通	報	シ	ス
		第6	そ	の	他	

学校施設整備基本構想の在り方について(抜粋、要約)

(平成25年3月、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)

文科省が設置した協力者会議が作成した本報告書は、各自治体の学校施設全体の中長期的な整備方針等を策定する際の基本的な考え方やプロセス、中長期的に目指すべき学校施設像を描く際に参考になると考えられる具体的な整備事例等を示している。

■ 学校施設全体の整備方針の必要性

- ▶ 各自治体の教育振興施策に関する基本的計画を達成していくためには、教育（ソフト）と学校施設（ハード）を一体的に考え、教育（ソフト）と同様に学校施設についても中長期的な整備方針を策定することが重要である。
- ▶ 学校施設が克服すべき様々な課題に確実に対応していくために、学校施設全体について、学校施設として目指すべき姿に照らして、学校施設が抱える課題の全体像を的確に把握し、予算状況等も勘案しながら優先順位を付け、学校施設の機能を高める施設整備を計画的、効果的に進めることが重要である。
- ▶ 公共施設全般の適正規模・適正配置の在り方について見直しを行う必要から、他部局と連携しつつ、区域全体を見通した学校施設の中長期的な整備方針を策定し、計画的に整備を進めることが極めて重要である。

■ 学校施設全体の整備方針を策定することによるメリット

学校施設整備の必要性、教育上・安全上の効果等を整備方針という形で「見える化」することは、計画的に予算を確保し、整備を実施する上で有効である。

また、児童生徒数の中長期的な動態を踏まえて施設整備の方針を立てることにより、真に必要な施設を合理的な理由に基づいて早い時期に整備することができるほか、短期的な視点に基づいて整備を行うことに起因する不要な施設の整備を防ぐことができる。

さらに、計画的な整備を行うことにより、将来の教育内容・方法を見越した機能水準が向上し、学習環境の高度化・多機能化を図ることができるほか、以下のようなメリットもある。

- ▶ 学校施設間で施設や機材の相互利用・共同利用を進めることで、個別施設ごとの対応では困難な学習環境の高度化を図ることができる。
- ▶ 体育施設や文化施設、図書館等の学校以外の文教施設との連携・施設の複合化を進めることで、学校だけでは対応が困難な学習環境の高度化、多機能化を図ることができる。

■ 学校施設整備基本構想の位置付け

基本構想は、域内の学校施設全体を計画的に整備していく上で、次のとおり位置づけられる。

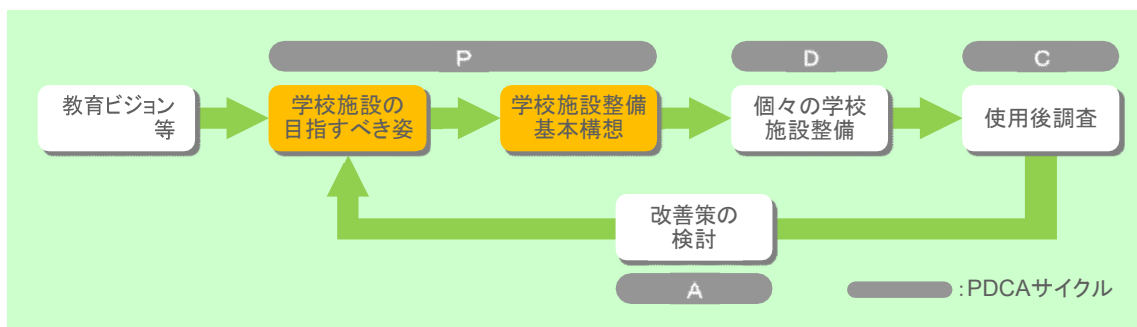


図1 学校施設整備基本構想の位置付け

- 基本構想を検討するに当たっては、まず、各自治体が目指す教育を実現するために必要な機能とともに学校施設としての基本的な条件を備えた、中長期的に目指すべき理想的な学校施設像を「学校施設の目指すべき姿として示すことが重要である。
- その上で、学校施設全体について、目指すべき姿を基に現状把握を行い、目指すべき姿の実現に向けて効率的・計画的に整備するための中長期的な方針として基本構想を策定することとなる。
- その後、基本構想に従って、複数年にわたる具体的な整備スケジュールを示した年次計画を策定、年次計画に従って個々の学校の整備計画を策定、個々の学校の整備計画に従って実際の学校施設整備を行うことになる。
- 学校施設の使用開始後に、設計意図どおり使用されているかどうかや課題について教職員や児童生徒、保護者等に対するアンケート等により使用後調査を実施し、その結果を目指すべき姿等の見直しを行う際に取り入れるなど、中長期的なPDCA サイクルに基づいた効果的、効率的な整備を行っていくことが重要である。

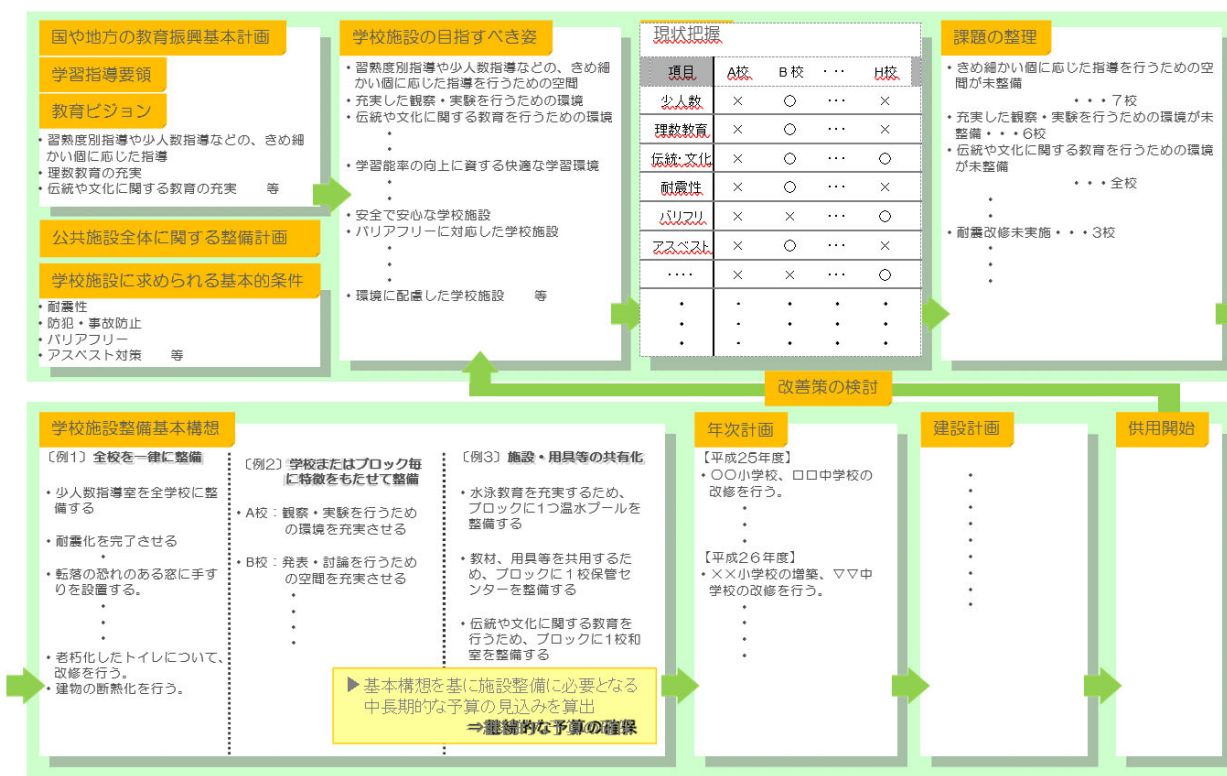


図2 学校施設整備基本構想の策定プロセス

■ 学校施設の目指すべき姿の検討の考え方

- 目指すべき姿は、各自治体が目指す教育を実現するための、中長期的に目指すべき学校施設像である。
- 目指すべき姿を検討するに当たっては、国や地方の教育振興基本計画や学習指導要領のほか、各自治体の教育ビジョンなどに掲げられた施策を基本として、それらを実現するために学校施設としてどのような機能が必要となるかを検討することが重要である。
- また、以下の例のように、施設に触発されて新しい教育内容・方法への取組が促進されるという視点を踏まえて目指すべき姿を設定することも考えられる。
 - 教室と一体的に多目的スペースを整備することにより、例えば、習熟度別学習やチーム・ティーチングなどの多様な学習集団・学習形態への取組を促す。

- 図書室を校舎の中心で各教室からアプローチしやすい場所に配置したり、コンピュータ室と一体的に整備したりすることにより、各教科の授業での調べ学習や実験・観察のまとめなどに積極的に活用できるようになり、子どもたちの自主的・自発的な学習を促す。
- 十分な大きさを持つ階段状の空間を校舎内に整備することにより、学習成果等の発表や討論などの教育活動の場として授業で活用することを促す。
- 環境に配慮した学校施設を整備することにより、環境教育の教材として学校施設を活用することを促す。
- 各教室にPCやプロジェクタ等を整備し、ICT機器をいつでも利用しやすい環境を整えることにより、ICTを活用した授業への取組を促す。
- その際、学校施設整備は各地方公共団体の教育行政のソフト面の施策と連携しながら進めることが不可欠であることから、目指すべき姿はハード面の整備内容だけで記述するのではなく、連携するソフト面の施策と関連付けて記述することが重要である。
- また、質の高い教育を実現するためには、目指すべき姿にソフト面の施策に対応した項目だけでなく、耐震化、老朽化対策やバリアフリー化など学校施設として備えておくべき基本的な条件に関する項目についても盛り込むなど、各自治体が理想とする学校施設像を総合的に示すことが重要である。
- その際、学校施設評価の報告書において示した5分野（安全性、快適性、学習活動への適応性、環境への適応性、経済性）を参考として総合的な観点から目指すべき姿を設定することが考えられる。
- そのほか、学校施設を含めた公共施設全体に関する整備計画を定めている場合には、当該計画を踏まえて目指すべき姿を検討することが重要である。

■ 学校施設整備基本構想策定の考え方

- 現状把握により浮かび上がってきた学校施設における課題への対応策の全体像を整理することにより、学校施設全体の中長期的な整備方針である学校施設整備基本構想を策定する。
- その際、浮かび上がった課題への対応策を単に列記するだけでなく、以下の点も考慮しながら整理し、基本構想としてまとめることが重要である。
 - 課題の解決に当たり、施設整備（改築、改修等）を伴うものと、学校運営の工夫（余裕教室や近隣公共施設の活用等）により対応できるものとの整理することが重要である。
 - 施設整備を伴う場合、老朽化の進展度合いや目標耐用年数、ライフサイクルコスト等を踏まえ、これまで改築により対応していたものを長寿命化のための改修により既存施設を引き続き利用できないかについて検討することが重要である。
 - 今後の児童生徒数の中長期的な増減等を見据えた学校施設の適正規模・適正配置の在り方を踏まえて検討を行うことが重要である。
 - 公民館や図書館など他の公共施設との連携、複合化等について検討することも考えられる。

■ 基本構想策定・活用プロセスの事例紹介

1. 東京都北区「北区立小・中学校整備方針」
2. 東京都世田谷区「新たな学校施設整備基本方針」
3. 東京都板橋区「板橋区立学校施設あり方検討会報告書」
4. 東京都品川区「品川区学校改築計画指針」
5. 宮崎県宮崎市「宮崎市学校施設整備基本計画」
6. 福岡県嘉麻市「嘉麻市学校施設整備基本構想」

学校施設整備方針を策定・公開している人口 20 万人以上の区市町村
(武蔵野市、国立市、小田原市は 20 万人未満)

新宿区[34]	新宿区立学校の適正規模、適正配置及び学校施設のあり方等について (平成 4)
江東区[52]	江東区立小中学校の改築・改修に関する基本的な考え方 (平成 24)
品川区[40]	品川区学校改築計画指針 (平成 14)
目黒区[28]	望ましい規模の区立中学校の実現を目指して (平成 24)
世田谷区[91]	新たな学校施設整備基本方針[第 2 次] (平成 26)
中野区[33]	中野区立小中学校施設整備計画 (平成 29) 中野区立小中学校施設改築等整備の考え方 (平成 19)
杉並区[57]	杉並区立小中学校老朽改築計画 (平成 26)
豊島区[29]	豊島区立小・中学校改築計画 (平成 26)
北区[35]	北区立小・中学校整備方針 (令和元) 北区立小・中学校整備方針 (平成 25) 北区立小・中学校整備方針 (平成 17) 北区立小・中学校施設のあり方検討委員会報告書
板橋区[57]	板橋区立学校施設標準設計指針 (平成 28) 板橋区の学校施設のあり方 (平成 21)
葛飾区[46]	葛飾区立学校改築における標準的な施設規模の策定について (平成 26)
江戸川区[70]	学校改築における中学校施設のあり方について (平成 23) 学校改築における小学校施設のあり方について (平成 21) 学校施設改築の基本的な考え方について第一次報告 (平成 19)
府中市[26]	府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案 (平成 30)
武蔵野市[14]	武蔵野市学校施設整備基本計画 (令和 2)
調布市[23]	調布市学校施設整備方針 (平成 31)
国立市[7]	国立市学校施設整備基本方針 (平成 30)
横浜市[374]	横浜市小・中学校施設計画指針 (平成 14)
相模原市[72]	相模原市学校施設長寿命化計画 (令和 2)
藤沢市[43]	藤沢市立学校施設再整備基本方針 (平成 27)
茅ヶ崎市[24]	茅ヶ崎市教育施設再整備基本方針 (平成 29)
小田原市[19]	小田原市学校施設整備基本方針 (平成 26)
新潟市[79]	新潟市学校施設整備指針 (平成 31)
堺市[82]	堺市学校施設整備計画 (令和 2 年)
枚方市[39]	枚方市学校施設整備計画 (平成 27)
福山市[46]	福山市学校施設整備長寿命化計画 (令和 2 年)
高松市[41]	高松市学校施設整備指針 (記載なし)
久留米市[30]	久留米市学校施設長寿命化計画 (令和 2)
宮崎市[39]	宮崎市学校施設長寿命化計画 (平成 31)
那覇市[31]	那覇市学校施設等長寿命化計画 (平成 31)

※人口[万人]

※「学校施設の目指すべき姿」のみ簡潔に記述されているものも含まれている。

北区立小・中学校整備方針

第1章 施設整備の基本的な考え方	1
1 小・中学校整備方針の位置づけ	1
2 整備に向けた4つの視点	1
第2章 整備のすすめ方	4
1 計画的な整備の実施	4
2 基本構想・基本計画	4
3 設計及び工事	4
4 関係者の参画と理解・合意の形成	5
5 整備後の説明及び事後調査	5
第3章 施設構成	6
I 小学校	6
1 施設構成の基本的な考え方	6
2 施設構成	6
II 中学校	8
1 施設構成の基本的な考え方	8
2 施設構成	8
III 小学校・中学校共通の事項	10
第4章 学校施設の複合化・地域開放等	15
1 学校施設の複合化	15
2 学校施設の地域開放	15
3 放課後子ども総合プラン	15
第5章 標準的な諸室の構成及び規模の考え方	16
1 整備の基準	16
2 大規模改修等による環境改善	16
資料編	19

新宿区立学校の適正規模、適正配置及び学校施設のあり方等について

はじめに	1
第一章 答申にあたっての視点	2
第二章 適正規模・適正配置の基本的な考え方	4
第1節 新宿区立学校の現況	4
1 小学校	4
2 中学校	5
3 幼稚園	5
第2節 小規模校の学校教育への影響	7
第3節 適正規模の考え方	9
1 小学校	9
2 中学校	10
3 幼稚園	11
第4節 適正配置の考え方	13
1 小学校	13
2 中学校	14
3 幼稚園	15
第三章 適正配置の具体的方策	17
1 小学校について	17
2 中学校について	18
3 幼稚園について	19
第四章 学校施設のあり方の基本的な考え方	20
第1節 学校施設のあり方の基本的命題	20
第2節 学校施設複合化について	21
1 学校施設複合化の視点	21
2 学校施設複合化の実現に向けての提言	22
第3節 学校施設のあり方と学校経営の将来的な課題について	24
第五章 答申の実現に向けて	25

武蔵野市学校施設整備基本計画

目次

第1章 学校施設整備基本計画について	- 1 -
1 計画策定の背景・目的	- 1 -
2 計画の位置付け	- 1 -
(1) 国の計画との整合	- 1 -
(2) 本市の他計画との関係	- 1 -
3 計画の対象	- 2 -
4 計画の期間と見直しのサイクル	- 3 -
第2章 学校施設整備の現状と課題	- 4 -
1 学校施設の保有状況	- 4 -
2 これまでの学校施設の整備状況	- 5 -
3 現状と課題	- 6 -
(1) 老朽化への対応	- 6 -
(2) 児童生徒数の推移と今後の推計	- 6 -
(3) 財政の現状と今後の予測	- 7 -
(4) 標準的な施設整備水準の確保	- 7 -
(5) 新たな教育的ニーズへの対応	- 8 -
(6) 学校施設を取り巻く環境の変化	- 9 -
(7) 建築上の制約条件の変化への対応	- 9 -
(8) ファシリティマネジメントに基づく計画、維持管理	- 12 -
第3章 学校施設整備にあたっての考え方	- 13 -
1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性	- 13 -
(1) これからの時代に求められる資質・能力を育む教育	- 13 -
(2) 自信を高め、意欲を育む教育	- 14 -
(3) 多様性を生かす教育	- 14 -
(4) 学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育	- 14 -
2 学校施設整備に向けた考え方	- 14 -
(1) 学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設	- 14 -
(2) 安全でゆとりのある施設	- 15 -
(3) 地域のつながりを育てる施設	- 17 -
(4) 学校施設の機能・性能の維持・向上	- 18 -
第4章 計画、設計の具体的事項	- 21 -
1 施設規模	- 21 -
(1) 普通教室	- 21 -
(2) 面積	- 21 -
(3) 校舎（諸室面積基準）	- 21 -
(4) 校舎以外	- 22 -
2 施設の配置と整備方針	- 23 -
(1) 共通事項	- 23 -
(2) 個別事項	- 24 -
(3) 管理区分	- 28 -
第5章 整備スケジュールと費用の見直し	- 29 -
1 整備スケジュール	- 29 -
(1) 改築順序の基本的な考え方	- 29 -
(2) 劣化状況調査結果	- 29 -
(3) 具体的な改築順序	- 34 -
2 事業費（現段階の参考試算）について	- 37 -
第6章 整備の進め方	- 38 -
1 推進体制の確立	- 38 -
(1) 改築懇談会（仮称）の設置	- 38 -
(2) 庁内体制	- 38 -
2 計画的な整備の実施	- 38 -
(1) 改築の手順	- 38 -
(2) 工程と期間	- 39 -
(3) 議論の進め方	- 39 -
3 整備後の評価と次校整備への反映、本計画の見直し	- 40 -
参考資料	- 41 -
資料1 武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会設置要綱	- 41 -
資料2 武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員名簿・事務局名簿	- 44 -
資料3 武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会等開催状況	- 46 -
資料4 素案に対するパブリックコメント概要と対応一覧	- 48 -
用語集	- 74 -

新潟市学校施設整備指針

○位置づけ	1
○適用範囲	1
I 基本方針	1
II 各計画方針	2
1 校地計画	2
(1) 校地面積	
(2) 校地環境	
(3) 周辺環境	
(4) 通学環境	
2 計画概要	4
(1) 長寿化対応	
(2) 環境負荷の低減	
(3) コスト削減	
(4) 小学校の施設整備	
(5) 中学校の施設整備	
(6) 義務教育学校等の施設整備	
(7) 多様な利用状況への対応	
(8) 避難所対応	
(9) 駐車場	
(10) 施設づくりへの住民参加	
3 配置計画	7
(1) 安全への配慮	
(2) 敷地の入口	
(3) 建物配置	
(4) グラウンド、プール配置	
(5) 緑地、校庭配置	
(6) 増築スペース等の確保	
4 平面計画	9
(1) 階数、立体構成	
(2) 機能別構成	
(3) 動線	
(4) 各種区画	
(5) 各室の配置	
(6) 開口部	
(7) 室の種別と平面構成	
5 各室計画	13
6 詳細設計	17
(1) 室の形状等	
(2) 各部の寸法	
(3) 安全対策	
(4) 使用材料等	
(5) 意匠	
(6) 仕上げユニット	
(7) 外部施設	
7 構造計画	21
(1) 長寿化対応	
(2) 地業	
(3) 構造等	
(4) 荷重	
(5) 防災対策	
(6) 落雪対策	
(7) 遮音、防振対策	
8 電気設備計画	22
(1) 照明、コンセント設備	
(2) 受変電設備	
(3) 通信、情報及び弱電設備	
(4) 防災設備	
(5) その他	
9 空調設備計画	25
(1) 冷暖房設備	
(2) 暖房設備	
(3) 換気設備	
(4) 扇風機	
10 衛生設備計画	26
(1) 衛生器具設備	
(2) 給水設備	
(3) 給湯設備	
(4) 排水設備	
(5) 消火設備	
(6) 厨房機器設備	
(7) ガス設備	
(8) グラウンド散水設備	
(9) 外構設備	
(10) 雨水処理施設	

府中市学校施設改修・長寿化計画素案

はじめに	3
第1章 本計画策定の背景と目的	4
1. 背景	5
2. 目的	6
第2章 本計画の位置付け	8
1. 本計画の位置付け	9
2. 学校施設に関連する計画	10
第3章 学校施設の現状と課題	13
1. 学校施設の役割とこれまでの整備の概要	14
2. 学校施設の保有状況	16
3. 学校施設の老朽化における現状と課題	19
4. 児童・生徒の教育環境における現状と課題	23
5. 新たな教育ニーズへの取組の現状と課題	36
6. 地域拠点としての学校施設の現状と課題	43
第4章 本市の老朽化対策の進め方	51
1. 老朽化対策の基本的な在り方について	52
2. 学校施設の整備計画におけるグループ分け	53
3. 老朽化対策の検討に当たって	57
4. 本市の老朽化対策の考え方	62
5. 教育環境の充実を図ることについて	65
6. 新たな教育ニーズへの対応について	68
7. 地域と連携し、地域の拠点となる学校について	69
8. 学校施設の整備スケジュール	72
9. 学校施設の整備費用	73
第5章 各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針	76
1. 目指すべき学校施設	77
2. 学校施設の全体整備方針	78
3. 学校施設における建物の整備方針及び配置方針	79
4. 学校施設における各諸室の整備方針	81
第6章 継続的運用方針	99
1. 本計画の見直しの考え方	100
2. 指針体制の整備	101
3. 今後の各学校における老朽化対策の進め方	102
資料編	105
資料1. 府中市学校施設老朽化対策推進協議会規則	106
資料2. 府中市学校施設老朽化対策推進協議会委員名簿	107
資料3. 府中市学校施設老朽化対策推進協議会審議経過	108

府中市 第5章 1

本市が目指すべき学校施設

1. 子供たちが毎日を健康で安全・安心に、生活し学ぶことができる学校施設

(出典：学校施設整備指針(文部科学省)、第2次府中市学校教育プラン(府中市))

2. 子供たちが生き生きと学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を身に付けられる学校施設

(出典：教育振興基本計画(文部科学省)、第2次府中市学校教育プラン(府中市))

3. 学校と地域が連携、活性化し、地域で子供たちを育てていくことができる学校施設

(出典：地域参画による学校づくりのすすめ(文部科学省)、第2次府中市学校教育プラン(府中市))

4. 地域の方々の生涯学習・文化・スポーツ活動の場や災害時の避難所の役割を通じて、地域コミュニティの拠点となる学校施設

(出典：学校施設整備指針(文部科学省)、学校施設の長寿化改修計画策定に係る手引(文部科学省)、第2次府中市生涯学習推進計画(府中市)、府中市地域防災計画(府中市))

5. 公共施設の一つとして、施設の総量抑制や圧縮、財政バランスの維持に向けた手法の検討などの公共施設マネジメントの取組を実現できる学校施設

(出典：学校施設の長寿化改修計画策定に係る手引(文部科学省)、府中市公共施設等総合管理計画(府中市))